栗山町中小企業等 エネルギー価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格高騰による影響を受けている事業者の負担軽減と事業継続を支援するため、一定以上のエネルギー経費を要した町内の中小企業者等に対し、本町独自の支援金を交付します。

申請期限

令和5年3月15日(水)まで

■ 交付対象事業者

町内に事務所又は事業所等を有し事業収入を得ている中小企業等(町外に本社を置く法人を含む。)又は、町内に住所又は事業所等を有し事業収入を得ている個人事業者等のうち、下記①~③の全てに該当する事業者

- ① <u>令和4年4月から令和5年1月までのいずれかの月</u>において、町内で事業を実施するために要したエネルギーに係る経費の合計額が<u>5万円以上</u>であること。
- ② 令和4年度の「栗山町新型コロナウイルス感染症に係る福祉施設等緊急対策支援金」又は「栗山町原油価格・肥料高騰等対応農業経営緊急支援金」の対象ではなく、いずれの支援金も申請していない、若しくは申請予定ではないこと。
- ③ 町内において現に事業を営んでおり、支援金交付後も事業を継続する意思があること。
- ※支援金の申請は、1事業者につき1回を限度とします。

■ 支援金の額

令和4年4月から令和5年1月までのいずれかの月における、町内で事業を実施するために要したエネルギー経費の合計額に応じて、下記の通り支援金を交付します。

※令和4年4月から令和5年1月までの間の**支払いを行ったいずれかの月を対象月**とします。 ただし、ひと月に同じエネルギー経費を複数月分支払った場合は、**いずれか1カ月分の経費のみ**が対象となります。

※エネルギーは、**ガソリン、電気、ガス、灯油、重油及び軽油**とします。

◆合計額が5万円以上10万円未満

交付額 3万円

◆合計額が 10 万円以上 20 万円未満

交付額 5万円

◆合計額が 20 万円以上

交付額 10万円

【対象月の例】

- ①令和4年9月分の電気料を10月に口座引き落とし ⇒ 10月分経費とみなします
- ②令和4年10月に給油しクレジットカードで支払い、11月に口座引き落とし
 - ⇒ 11月分経費とみなします
- ③令和4年10月分と11月分のガス代を12月に支払い
 - ⇒ 10月分または11月分のいずれか1カ月分を12月分経費とみなします

■ 申請に必要な書類

共通(法人・個人)	□申請書(様式第1号) □誓約書(様式第2号) □支援金の振込先通帳の写し(見開き1ページ目) (令和4年度栗山町運送・宿泊・製造事業者支援金の振込先と同じ場合は添付不要) □本人確認書類 【例】運転免許証、マイナンバーカード(通知カード含)、健康保険証等 □押印 対象経費の支出が確認できる書類 □領収書の写し(法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は屋号又は代表者名義) ※宛名、発行者名、金額、購入内容(例:令和4年11月分灯油代)、支払日又は領収日(必要事項)が記載されていることが必要です。 □請求書等の写し(領収書では必要事項の確認ができない場合) □クレジットカード払いや口座引き落としの場合は通帳の写し及び明細が確認できる請求書等の写し
法人	□直近の事業年度分の確定申告書 別表一の控えの写し □法人事業概況説明書の控え(両面)の写し (いずれも令和4年度栗山町運送・宿泊・製造事業者支援金申請時の添付書類が今回の申請時点においても直近のものであれば添付不要です) ※町内の事業所等で収益事業を行っていることを確認します。
個人	□直近の確定申告書B 第一表の控えの写し □青色申告 所得税青色申告決算書の控え(両面)の写し □白色申告 収支内訳書の控え(両面)の写し (いずれも令和4年度栗山町運送・宿泊・製造事業者支援金申請時の添付書類が今回の申請時点においても直近のものであれば添付不要です) ※町内の事業所等で収益事業を行っていることを確認します。

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

■申請場所及び問い合わせ先

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地 栗山町ブランド推進課 商工・労働グループ 20123-73-7516

